

退 学 に つ い て

早稲田大学芸術学校

任意に退学しようとする場合は、退学願にその理由を付し、保護者等と連署で願い出て、校長の許可を受けなければなりません。

1. 手続

「退学願」（所定用紙） と 学生証 を事務所窓口まで提出してください。

やむを得ない事情で、事務所窓口での提出ができない場合に限り、郵送での提出も認めますが、その場合は、記録が残る方法（簡易書留等）で郵送してください。

2. 学費と申請期間

退学を希望する場合、所定の学費が納入済であることが必要になります。納めなければならない学費は「退学願」の申請時期により異なります。詳細は下表で確認してください。

申請日(※1)	4月1日～4月14日	4月15日～9月20日	9月21日～9月30日	10月1日～3月31日
退学日	3月31日(※2)	申請日または9月20日	9月20日	申請日または3月31日
学費納入の義務	前年度秋学期分までが納入済であること(※2)	当年度春学期分までが納入済であること	当年度春学期分までが納入済であること	当年度秋学期分までが納入済であること

※1. 期日が事務所閉室日にあたる場合は、その前日以前で直近の事務所開室日が期日となります。

※2. 新入生が退学する場合、退学日は申請日または9月20日となります。なお、入学手続料として納入された春学期学費は返還されません。

3. 面接

退学願提出後、教務主任との面接を行います（全員必須）。

面接日時は、追って調整させていただきます（原則として登録された電話番号または Waseda メールへご連絡します）。なお、面接は原則来校となりますが、やむを得ない事情で来校できない場合は、事務所まで申し出ください。

4. 審査

当校会議体で審査のうえ、退学の可否を決定します。審査は退学願および面接内容をもとに行います。審査結果は、当校校長より学生本人および保護者等宛に郵送で通知します。なお、審査には1、2ヶ月程度かかります。

5. 再入学

正当な理由により退学を許可された者が再入学を希望する場合は、学期度の始めに限り、選考の上で再入学が許可されることがあります。ただし、退学した日の属する学期の翌学期の始めに再入学をすることはできません。また、再入学が許可された場合は、以前に取得した科目・単位を卒業科目・単位として認める場合もありますが、既修の授業科目の全部、または一部を再履修することが必要になる場合もあります。再入学の出願期限は以下のとおりです。

4月再入学：前年11月30日 9月再入学：5月31日

※3. 出願期間の最終日が事務所閉室日にあたる場合は、それ以前の直近の事務所開室日を期限とする

【注意】

学費が免除となる期間に退学を申請した場合でも、申請時期によっては、経理処理日程の関係で、口座引落が実施されることがありますのでご了承ください。なお、当校会議体で正式に退学が承認され、学費の返還が発生した場合は、後日返金いたしますが、処理には1、2ヶ月を要します。経済的事情などで一時的にでも学費の引落を避けたい場合には、当校事務所までご相談下さい。

以上

早稲田大学芸術学校事務所 学籍担当 〒169-8555 東京都新宿区大久保 3-4-1

TEL: 03-5286-3910 / FAX: 03-5286-3469 (平日 15 時～20 時 30 分) MAIL: aa-kyomu@list.waseda.jp